

電源開発株式会社「(仮称) 肥薩ウインドファーム 計画段階環境配慮書」  
に対する意見について

令和2年9月9日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称) 肥薩ウインドファーム 計画段階環境配慮書」について、電源開発株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所： 熊本県水俣市並びに鹿児島県出水市及び伊佐市
- ・原動力の種類： 風力(陸上)
- ・出力： 最大129,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和2年 6月15日
環境大臣意見受理	令和2年 8月28日
経済産業大臣意見	令和2年 9月 9日

問合せ先: 電力安全課 沼田、須之内、野田  
電話03-3501-1742(直通)

## 電源開発株式会社「(仮称)肥薩ウインドファーム 計画段階環境配慮書」に対する意見

### 1. 総論

#### (1) 対象事業実施区域等の設定

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の大部分が、他の事業者が計画する風力発電事業の想定区域と重複していることから、当該事業者と事業計画に係る調整等を行い、方法書及びそれ以降の手續において適切な対象事業実施区域を設定した上で環境影響評価を実施すること。

また、対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地調査を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

#### (2) 累積的な影響

想定区域及びその周辺においては、他の事業者による風力発電所が環境影響評価手續中であることから、本事業と他の事業者との風力発電設備による累積的な影響が懸念される。このため、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

#### (3) 事業計画の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

#### (4) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降

の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

#### (5)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること

## 2. 各論

### (1)騒音に係る影響

想定区域及びその周辺には、複数の住居及び福祉施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成 27 年 10 月環境省)、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (2)風車の影に係る影響

想定区域及びその周辺には、住居等が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (3)水環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、河川、沢筋、上水道等の取水地点及び森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づき指定された水源かん養保安林が存在していることから、本事業の実施により、工事中の土砂又は濁水の流出等に伴う水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂及び濁水の流出等による水環境

への影響に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、河川、沢筋、上水道等の取水地点からの距離を確保するとともに、工事中の土工量を抑制し、かつ沈砂池の設置等を行い土砂又は濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

#### (4) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、砂防法(明治 30 年法律第 29 号)に基づく砂防指定地、森林法に基づき指定された土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえること。また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の変更を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制すること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

#### (5) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第 75 号)に基づく国内希少野生動植物種(以下「国内希少種」という。)に指定されているクマタカの生息が確認されている。また、想定区域の周辺には、ナベヅル及びマナヅル等の渡り鳥の集団渡来地として国指定鳥獣保護区に指定されている出水・高尾野鳥獣保護区が存在しており、国内希少種に指定されているチュウヒの生息が確認されているほか、想定区域及びその周辺は、サンバ等の猛禽類及びツル類の渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故及び移動の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

#### (6) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)に基づく自然環

環境保全基礎調査の第3回調査(特定植物群落)で特定植物群落に選定されている「水俣市鬼岳のスタジイーイスノキ林」、「水俣大滝のカツラーケヤキ林」、「水俣市無田湿原」、同調査の第6回・第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされた植生、熊本県自然環境保全条例(昭和48年熊本県条例第50号)に基づき指定された「無田湿原自然環境保全地域」、熊本県立自然公園条例(昭和33年熊本県条例第45号)に基づき指定された芦北海岸県立自然公園及び森林法に基づき指定された保安林等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路及び無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。